

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 11 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 16 号）

・岩屋外務大臣、藤井外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）鈴木英敬君（自民）、松尾明弘君（立憲）、五十嵐えり君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、山崎正恭君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

鈴木英敬君（自民）

（１） 防衛産業の在り方

- ア 米国との安全保障面での産業協力を深め、米国の防衛装備品のサプライチェーンを我が国が支えていく取組を更に強化する必要性
- イ 防衛産業へのスタートアップ活用の成果及び今後の活用加速に向けた取組方針

（２） 防衛省設置法等改正案

- ア 海上自衛隊情報作戦集団の新編に至る経緯及び期待する効果
- イ 作戦情報群の国内外の他の組織との連携の在り方
- ウ サイバー専門部隊の人材確保のための国内外組織との連携の在り方
- エ 能動的サイバー防御法案を踏まえた防衛省サイバー人材総合戦略の見直し方針

（３） 石破総理及び中谷防衛大臣とルッテ N A T O 事務総長との会談（令和 7 年 4 月）で示されたロシアによるウクライナ侵略の「教訓」の具体的な内容及び今後の生かし方

松尾明弘君（立憲）

（１） 防衛省設置法等改正案

- ア 自衛官の定数割れ対策
 - a 本法案による施策の実効性の測り方
 - b 施策に効果がなかった場合の対応
 - c 人材確保のための施策に加えて省人化、機械化、無人化を進めることの必要性
 - d 国際情勢の緊迫化から生じる自衛隊の緊張感の緩和及び専守防衛を徹底する必要性
- イ 物品役務相互提供協定（A C S A）の国内実施法の共通規定化
 - a 本法案の施行後に新たに A C S A を締結した場合の実施法に関する国内手続
 - b N A T O における対ウクライナ安全保障支援・訓練組織（N S A T U）に参加することを通じて我が国が N A T O 加盟国と A C S A を締結する可能性
 - c 新たな A C S A を締結するに当たっての国会の関与に配慮した政府の対応方針
 - d 特定の国を念頭に置いて A C S A の締結を進めていることの当否
 - e A C S A の締結に際しての中国、ロシアまたは北朝鮮その他の東アジア諸国からのネガティブな反応の有無
 - f 我が国による同志国との連携強化と併せて周辺国を刺激させないための外交努力を一層強める必要性

（２） 在日米軍総司令部の赤坂プレスセンター移転計画

- ア 赤坂プレスセンターにおける在日米軍ヘリの離発着状況
- イ 赤坂プレスセンターを使用する米軍ヘリと羽田空港到着機の航路が交差するリスクについての政府の見解
- ウ 高度に関する航空法の規定が米軍ヘリに対しては適用除外とされている理由

- エ 在日米軍総司令部移転による赤坂プレスセンターへの米軍ヘリの飛来頻度の増減
- オ 移転計画及び米軍ヘリの飛行予定を国民に対して情報公開する必要性

五十嵐えり君（立憲）

- (1) 束ね法案の定義
 - ア 束ね法案の基準を踏まえた本法案の政策及び趣旨・目的の統一性の有無
 - イ 過去に防衛省が提出した「自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため」以外を趣旨・目的とする法案
- (2) 自衛隊の中途退職者
 - ア 採用計画達成率と中途退職者数の現状に対する中谷防衛大臣の見解
 - イ 自衛隊におけるハラスメントを原因とした懲戒処分数の推移及びその理由
 - ウ 自衛隊の退職の自由、その原則及び考え方についての政府の所見
 - エ 自衛隊員の退職の承認について規定した自衛隊法第四十条及び自衛隊法規則第七十二条の解釈及び考え方
 - オ 自衛隊員が退職する際に退職届に具体的な理由を書かせる法律上の根拠と必要性
 - カ 国際的な緊張感が自衛隊員にもたらす影響に対する中谷防衛大臣の見解

池畑浩太郎君（維新）

- (1) 自衛隊の組織改編
 - ア 本法案におけるサイバー分野及び宇宙分野に関する自衛官定数の増員の有無
 - イ 自衛隊海上輸送群の強化の狙い及び最終的に目指す体制
 - ウ 民間企業からサイバー人材のヘッドハンティングを行う政府の考えの有無
 - エ 陸上自衛隊の補給統制本部を補給本部に改編する意義
 - オ 補給本部長が補給処の処長を指揮監督する体制となることにより適切な後方支援活動が困難になるとの懸念についての防衛省の見解
 - カ 海上自衛隊の水上艦隊の新編の狙い及び強化される能力
 - キ 新編する部隊の名称を水上艦隊とした理由
 - ク 海上自衛隊情報作戦集団を新編する狙い
 - ケ 海上自衛隊だけではなく、陸上自衛隊及び航空自衛隊についても情報部隊を集約する必要性
- (2) A C S A
 - ア 我が国がイタリアと防衛協力を推進する必要性についての中谷防衛大臣の見解
 - イ 各締約国とのA C S Aの内容に一部違いがあるにも関わらず、本法案で共通規定化に踏み切った理由

山崎正恭君（公明）

防衛省設置法等改正案

- ア サイバー専門部隊4,000人の育成及び確保についての見通し
- イ 防衛大学校学生の外国士官学校留学の費用償還制度の対象期間を8年以内の離職としたことは学生の留学意欲の抑制に繋がる懸念及び卒業生が自衛隊内でキャリアアップしやすい環境を整備する必要性
- ウ 自衛官の定数変更等については、自衛隊の能力を維持向上しつつ、効率的・省力的な運用を可能とするためのハード面及びソフト面の改編を行う必要性
- エ 新設する指定場所生活調整金の支給期間を6年間とした理由